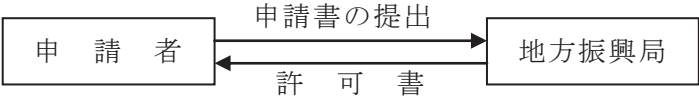


## 1 8 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例

〔水環境保全区域内での行為の許可〕

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>猪苗代湖及び裏磐梯湖沼地域の湖沼群は、豊かな自然に恵まれた良好な水環境を有し、本県の水資源及び観光資源として広く県民に恩恵をもたらしてきた。そして、四季折々にその水と緑が織りなす優れた自然環境は、国民共有の財産とも言えるものである。</p> <p>このかけがえのない猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>水環境保全区域内において、次に掲げる行為を行う場合</p> <p>① 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>② 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。</p> <p>③ 土石を採取すること。</p> <p>④ 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>⑤ 木竹を伐採すること。</p>
<p>許可が必要な区域</p>	<p>水環境保全区域内（条例第39条） （参考資料「3水環境保全区域」参照）</p>
<p>受 理 権 者</p>	<p>知 事</p>
<p>基 準 等</p>	<p>猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則第18条</p>
<p>担 当 機 関 等</p>	<p>県 県中地方振興局 県民環境部 環境課 会津地方振興局 県民環境部 環境課</p>
<p>手続フローチャート</p>	 <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請書の提出 --&gt; B[地方振興局]     B -- 許可書 --&gt; A     </pre>
<p>備 考</p>	